

平成27年10月5日

答申第603号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成26年4月の情報公開規程の改定における文書1件の数え方の明確化を適用した場合の平成24年度の『開示の求め』の件数」について、開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書を作成しておらず、文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年10月5日（第225回審議委員会）

第618号諮問、審議、答申